

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和2年1月28日(火) 午後2時～午後4時20分	
場 所	西庁舎3階大会議室	
出席者	出 席	市長、宮村副市長、高村副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当者 陪席：秘書課長

議題1：秦野市印鑑条例の一部を改正することについて		
担当部課等	戸籍住民課	
説明者	くらし安心部長、戸籍住民課長、課長代理（総合窓口担当）	
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり	
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり	
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 「決定等を要する事項」の1(2)アについて、12月12日付総務省通知内の問1の回答と対応が異なるのはなぜか。 A. 通知内の回答では、法定代理人の同行が必須となっているが、これはあくまでも技術的助言ということで確認している。 本市では、市印鑑条例第14条において、登録者は印鑑の登録を廃止しようとしたときは、本人が市長へ届け出れば足りるとしており、法定代理人の同行を求めている。今回の法改正の趣旨は、成年被後見人の権利擁護であり、現行よりも厳しい要件とならないようにしたものである。</p>	
会議結果	原案了承	

議題 2：秦野市地域共生社会の実現に向けた基本方針（案）について

担当部課等	地域共生推進課
説明者	福祉部長、地域共生推進課長、課長代理（福祉総務担当）、課長代理（共生社会推進担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 「決定等を要する事項」の「2」に、「市内の他計画等にも地域共生社会の理念を反映」とあるが、資料「基本方針（案）」について、全庁的に照会等をしたか。 A. 「基本方針（案）」については、関係課で協議したものとなっている。新たな地域福祉計画に基本方針を取り入れるため、そこでは全庁的に意見を聞きたいと考えている。 (意見) 神奈川県において、「ともに生きる社会」という大前提が既にあるため、その実現に向け、「基本方針（案）」についても、全庁的な整合が図られるようにしてほしい。</p>
会議結果	原案了承

議題 3：秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

担当部課等	国保年金課
説明者	福祉部長、国保年金課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 特になし。</p>
会議結果	原案了承

議題4：秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正することについて

担当部課等	保育こども園課
説明者	こども健康部長、保育こども園課長、課長代理（認定・入所担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明 【質疑及び意見等】 特になし。
会議結果	原案了承

議題5：秦野市市営住宅条例の一部を改正することについて

担当部課等	交通住宅課
説明者	都市部長、交通住宅課長、課長代理（住宅担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明 【質疑及び意見等】 特になし。
会議結果	原案了承

議題6：秦野市定住化促進住宅条例の一部を改正することについて

担当部課等	交通住宅課
説明者	都市部長、交通住宅課長、課長代理（住宅担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明 【質疑及び意見等】 Q. 市内在住者の募集方法はどのようなか。 A. 市営住宅と同じように、起案で実施を決め、公募する形を考えている。概ね6か月ごとを予定している。
会議結果	原案了承

議題 7：学校給食センターの整備・運営に係る「事業契約」について

担当部課等	学校教育課
説明者	教育部長、学校教育課長、担当課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 事業契約終了後の取扱いはどのようなか。 A. 事業契約の終了後は、受注者が自らの費用と責任で施設を撤去し、事業用地は市に更地返還することとしている。ただし、詳細については契約終了日の5年前から、市と受注者が協議して決定することとしている。</p> <p>Q. 受注者の業務内容や業務別の金額内訳は、契約書の中に明記するのか。 A. 業務内容は明記するが、多岐にわたるため「契約書本体」又は「仕様書等」のいずれにすべきか検討している。また金額内訳は、市に対して明らかにするよう受注者に求めているが、「一体のサービス」としての契約上、契約書にどこまで明記するかは受注者と協議中である。</p> <p>Q. 将来負担費9億円の用途や支出方法はどのようなか。 A. 受注者に事業計画書の提出を求めており、計画に基づき用途の必要性や適正を判断した上で認めたい。また実際の支出は、計画に基づきその都度、受注者と協議し、必要に応じて学識経験者等の公平・公正な意見も聴きながら決定したい。</p> <p>(意見) 将来負担費の取扱いは、市及び受注者の双方にとって適正となるよう、モニタリングを行う第三者機関の設置等について検討してほしい。</p>
会議結果	原案了承

—以上—